

○黒部市建設工事入札参加資格審査要綱

平成21年 3月25日

黒部市告示第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、黒部市が発注する建設工事の請負契約についての競争入札に参加する者の資格審査、格付け等について必要な事項を定める。

(入札参加者資格審査)

第2条 資格審査、格付け等を黒部市建設業者選考委員会(以下「委員会」という。)において行う。

(所掌事務)

第3条 委員会は入札参加資格審査について、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格の決定
- (2) 資格審査方法の決定
- (3) 建設工事入札参加資格審査申請があった者の資格審査及び格付けの決定
- (4) その他資格審査に関する事項

(委員会の開催)

第4条 委員会は2年に1度定例審査を行うものとし、委員長が必要と認めたときは臨時に審査を行うことができるものとする。

(資格審査)

第5条 委員会は、競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱(平成18年黒部市告示第158号)第3条第1項に該当し、かつ、同条第2項に該当しない者については、入札参加資格を有するものと認め、次の各号について審査し、審査結果に数値を付するものとする。

(1) 経営事項審査項目(客観的項目)

入札参加資格の有効期間の開始日の前日から起算して1年7月以内の期間に含まれる営業年度の終了日における事実に基づき許可行政庁から総合評定値の通知がなされたものによる。

(2) 補足的項目

ア 建設工事の工事成績

定期受付年度の前2年度の完成した請負金額が500万円以上の市発注の工事成績の平均値をもとに、別表第1による。

イ 品質管理への取組

資格審査申請日において(財)日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001(建設業に関連するものに限る。)を入札参加資格を得ようとする営業所において取得している者を対象とし、別表第2による。

## ウ 地域・社会への貢献

### (ア) 除雪作業等の受託実績

定期受付年度の前2年度に黒部市と除雪業務(凍結防止剤散布業務を含む。)に関し、契約を締結した実績のある者を対象とし、別表第3による。

### (イ) 災害協定への参加状況

申請日において、黒部市地域防災計画に基づき黒部市と締結した災害協定に参加している者を対象とし、別表第3による。

### (ウ) 環境への取組み

資格申請日において、J A B若しくはJ A Bと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したI S O 14001又は一般財団法人持続性推進機構が認証・登録したエコアクション21を、入札参加資格を得ようとする営業所において取得している者を対象とし、別表第3による。

### (エ) 雇用環境の整備

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第3項に規定する一般事業主行動計画を策定し、富山労働局長に届出をした者(常時雇用する労働者の数が50人以下のものに限る。)を対象とし、別表第3による。

### (オ) 消防団協力事業所の認定

申請日において、消防団協力事業所表示制度に基づき、黒部市が消防団協力事業所に認定した者を対象とし、別表第3による。

### (カ) 地域・社会貢献活動等に係る表彰

定期受付年度の前2年度において、富山県内で地域・社会に貢献したと認められる活動により、国・県・市町村又は公的な団体から表彰状又は感謝状を授与された者を対象とし、別表第3による。

### (キ) 障害者雇用

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項に規定する障害者の法定雇用義務を達成していない者(同条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務がある者に限ることとし、申請日の直前の6月1日現在における報告に基づく。)を対象とし、別表第3による。

## エ 信用状況

定期受付年度の前2年度において(ア)及び(イ)のいずれかに該当する事実があった場合は、次のとおり取り扱う。

### (ア) 書面又は口頭による警告若しくは注意

黒部市入札参加資格者の指名停止等の措置に関する規程(平成18年黒部市訓令第66号。以下

「規程」という。)に基づく書面又は口頭による警告若しくは注意の措置を受けた者を対象とし、別表第4による。なお、期間内に2回以上警告又は注意を受けた場合は、減点点数を加算する。

(イ) 指名停止

規程に基づく指名停止を受けた者を対象とし、別表第4による。なお、期間内に2回以上指名停止を受けた場合は、減点点数を加算する。

2 前項の規定により算出された数値に基づき、別表第5により総合数値を算出する。ただし、前項第2号の各項目の基準に該当しない者には、数値の付加は行わないものとする。

(平23告示28・平24告示68・平26告示87・一部改正)

(格付け)

第6条 総合数値を算出したもののうち、土木工事については、申請者の数、発注工事の規模別件数等を勘案し、競争性の確保を考慮して格付けを行う。

2 前項の格付けは、市内に主たる営業所を有する者について、総合数値が高いものから順に、A、B及びCの3等級に格付けする。

(平24告示68・平26告示87・一部改正)

(建設工事入札参加資格者名簿)

第7条 前2条の規定により入札参加資格を有すると認めたものについては、建設工事入札参加資格者名簿に登載する。

附 則

この告示は、平成21年3月25日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第28号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月9日告示第68号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成26年12月19日告示第87号)

この告示は、平成27年1月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

工事成績数値

平均点数 (過去2年間)	配点
65点以上	$20 + (\text{平均点数} - 65) \times 5$ により算出した数値(上限を145点とする)
65点未満	$(\text{平均点数} - 65) \times 5$ により算出した数値(下限をマイナス50点とする)

別表第2(第5条関係)

品質管理数値

区分	配点
IS09001	10

別表第3(第5条関係)

(平23告示28・全改、平24告示68・平26告示87・一部改正)

地域・社会貢献数値

区分	配点
除雪業務(前2年度とも自社機械・オペレータ提供)	50
除雪業務(前2年度ともオペレータのみ提供)	30
除雪業務(前2年度のうち1年度自社機械・オペレータ提供)	20
除雪業務(前2年度のうち1年度オペレータのみ提供)	10
災害協定(黒部市地域防災計画に基づき市と締結した協定に参加している。)	10
IS014001又はエコアクション21	5
一般事業主行動計画の提出	5
消防団協力事業所の認定	5
地域・社会貢献活動等に係る表彰	5
障害者雇用	5

別表第4(第5条関係)

信用数値(指名停止等)

区分	配点
書面又は口頭による警告若しくは注意	-10
1回の指名停止期間が1月以内	-20
1回の指名停止期間が1月を超え2月以内	-30
1回の指名停止期間が2月を超え3月以内	-40
1回の指名停止期間が3月を超える場合	-50

別表第5(第5条関係)

(平26告示87・一部改正)

総合数値算出方法

総合数値＝経営事項審査における総合評定点＋補足的数値
----------------------------

(経営事項審査数値の内訳・計算方法)

X1：建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点

X2 : 自己資本額及び職員数の評点

Y : 経営状況(収益性、流動性、安定性、健全性)分析の評点

Z : 技術力の評点

W : その他の審査項目(社会性等)の評点

経営事項審査総合評点 =  $0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$

(補足的数値の内訳・計算方法)

1 : 工事成績の数値

2 : 品質管理の取組の数値

3 : 地域・社会への貢献の数値

4 : 信用状況(警告・注意、指名停止)の数値

補足的数値 =  $1 + 2 + 3 + 4$